

第1条（会員）

会員は、オーエフシーカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオークハウスカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社をドクターデヴィアス化粧品株式会社（以下総称して「提携会社」という。）とします。

第3条（提携会社での利用の場合の支払方法）

会員規約第25条の加盟店の支払方法は次のとおりです。

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、元利定額リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。
- (2) 会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

支払回数（回）	1	2	3	6	10	12
支払期間（ヵ月）	1	2	3	6	10	12
実質年率（%）	0	0	16.2	18.3	19.2	19.4
利用代金100円当たりの手数料の額（円）	0	0	2.7	5.4	9.0	10.8

支払回数（回）	16	18	20	24	30	36
支払期間（ヵ月）	16	18	20	24	30	36
実質年率（%）	17.5	17.5	17.5	17.5	17.3	17.2
利用代金100円当たりの手数料の額（円）	12.8	14.4	16.0	19.2	24.0	28.8

(例) 利用代金 100,000円 12回払

●手数料 100,000円×10.8円÷100円＝10,800円

●支払総額 100,000円＋10,800円＝110,800円

●初回分割支払額 9,600円

●2回目以降分割支払額 9,200円

- (3) スキップ払とは、翌月1回払の支払月を最長6ヵ月、回数指定分割払の支払開始月を最長3ヵ月まで繰り延べできる支払方法です。スキップ払を併用できるのは、翌月1回払、回数指定分割払とし、提携加盟店が認めた場合に限り利用できるものとします。スキップ払を併用した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。

支払回数（回）		1	2	3	6
スキップ月数 （ヵ月）	1	2	3	4	7
	2	0.0	0.0	10.8	14.2

	利用代金100円当たりの手数料の額（円）	0	0	2.7	5.4
--	----------------------	---	---	-----	-----

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	10	12	16	18
1	支払期間（ヵ月）		11	13	17	19
	実質年率（%）		16.2	16.8	15.6	15.8
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）		9.0	10.8	12.8	14.4

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	20	24	30	36
1	支払期間（ヵ月）		21	25	31	37
	実質年率（%）		16.0	16.2	16.3	16.3
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）		16.0	19.2	24.0	28.8

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	1	2	3	6
2	支払期間（ヵ月）		3	4	5	8
	実質年率（%）		0.0	0.0	8.1	11.7
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）		0	0	2.7	5.4

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	10	12	16	18
2	支払期間（ヵ月）		12	14	18	20
	実質年率（%）		14.1	14.8	14.1	14.4
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）		9.0	10.8	12.8	14.4

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	20	24	30	36
2	支払期間（ヵ月）		22	26	32	38
	実質年率（%）		14.7	15.0	15.3	15.5
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）		16.0	19.2	24.0	28.8

スキップ月数 （ヵ月）		支払回数（回）	1	2	3	6
----------------	--	---------	---	---	---	---

3	支払期間（ヵ月）	4	5	6	9
	実質年率（％）	0.0	0.0	6.5	9.9
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）	0	0	2.7	5.4

支払回数（回） スキップ月数 （ヵ月）		10	12	16	18
3	支払期間（ヵ月）	13	15	19	21
	実質年率（％）	12.4	13.3	12.9	13.3
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）	9.0	10.8	12.8	14.4

支払回数（回） スキップ月数 （ヵ月）		20	24	30	36
3	支払期間（ヵ月）	23	27	33	39
	実質年率（％）	13.6	14.0	14.5	14.8
	利用代金100円当たりの手数料の額（円）	16.0	19.2	24.0	28.8

- (4) 元利定額リボルビング払の月々の支払額（以下「弁済金」という）は会社が指定した金額のうちから会員が申込みの際に指定した金額（ただし、指定がない場合は、最少金額）とします。ただし、会社が認めた場合に限り支払額の増額を会社が指定した方法にて行なうことができます。支払元利金が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額をお支払いいただきます。なお、元利定額リボルビング払の手数料は毎月末日の利用代金残高に対して、実質年率13.08％を乗じた額を月々の弁済金に含めてお支払いいただきます。弁済金の具体的算定例は次のとおりとなります。

（例）弁済金 10,000円

当月末日の累積代金残高 100,000円の場合

手数料充当分 $100,000円 \times 13.08\% / 12ヵ月 = 1,090円$

弁済金のうち元本充当分 $10,000円 - 1,090円 = 8,910円$

お支払後の元本 $100,000円 - 8,910円 = 91,090円$

- (5) 本条（2）、及び（3）、（4）の実質年率及び分割払手数料については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条（キャッシングサービス利用額の支払方法）

（1）（キャッシングサービスの返済方式）

キャッシングサービスの返済方式は、毎月元利定額リボルビング返済（以下「定額リボルビング方式」という）とします。

（2）（キャッシングサービスの支払方法）

①定額リボルビング方式の毎月の定額返済額は10,000円とします。当該返済額には借入残高に対する年18.0％の割合による借入日数に応じた利息を含むものとします。借入日数は、金銭の借入日の翌日ないし前回支払期日の翌日から当月の支払期日までとします。

②定額リボルビング方式の利息計算は次のとおりとなります。

約定利息＝残債務元金×本条①の利率（実質年率）×借入日数÷365日

③新規に金銭の借入れ又は借入残高がない場合の支払開始期日は、利用月の翌月26日とします。

④借入残高と利息の合計額が、最低返済額に満たないときは、返済額は、残債務元金と利息の合計額とします。

〈具体的算定例〉

利用可能枠10万円・実質年率18.0%・定額リボルビング払い・最低返済額1万円で1月1日に10万円を利用し、約定通りの返済の場合

・返済期間・回数 12ヵ月・12回

・返済金合計額 110,581円

第5条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約を変更する場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(14)第00166号